

所得稅・復興特別所得稅の確定申告

越谷稅務署では、3月15日まで、イオンレイクタウンで申告会場を開設します。会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。入場整理券は午前8時30分から10時まで1階E入口付近で、午前10時以降は3階イオンホール付近（翼の広場）で配布（オンラインでも発行可能）します。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

確定申告に関するお問い合わせは、越谷稅務署 ☎965-8111（自動音声案内）へ

確定申告が必要な方

- ▼令和3年分の事業所得（営業等・農業）、不動産所得などの合計金額から所得控除を差し引き、算出した税額が、税額控除の合計額を超える方
 - ▼給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 - ・給与収入が2千万円を超える方
 - ・2カ所以上から給与を受けている方
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方
 - 申告により、所得稅などが還付される方
- 次に該当する方は、確定申告することにより、源泉徴収された所得稅などが還付される場合があります。
- ▼令和3年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

- ▼給与所得者で次に該当する方
 - ・10万円以上の医療費を支払った方
 - ・住宅ローンを利用するなどして、令和3年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕や増築をした方
- ▼災害や盗難などにあった方
- ▼一定の要件に該当する寄附金を支払った方

確定申告に必要なもの

市民稅・県民稅の申告に必要なものと同様です（2面参照）。なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷稅務署へお問い合わせください。

また、還付申告の場合、還付金の振込先口座番号（本人名義）がわかるもの（通帳など）が必要です。

確定申告会場・日程など

☎3月15日(火)まで（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日

- （日・27日）は実施） 午前9時～午後4時
- ☎イオンレイクタウンkaze3階イオンホール
- ☎確定申告書の用紙の配付、申告相談、確定申告の受け付けおよび納稅相談（相談できる内容は表3を参照）
- ※現金納付はできません。
- ※期間中、越谷稅務署庁舎内では申告相談は実施しません。
- ※2面の表2「簡易な確定申告」の内容は、市民稅・県民稅申告会場で受け付けできます。

■申告書に添付する書類

社会保険料などの支払証明書などの添付書類は、添付書類台紙に貼付し提出してください。

※平成31年4月1日より確定申告への源泉徴収票の添付が不要になりましたが、申告書には、源泉徴収票などの内容を記載する必要があります。なお、申告会場などで申告書などを作成する場合は、源泉徴収票が必要です。

※復興特別所得稅の記載漏れにご注意ください。

表3 越谷稅務署（レイクタウン会場）でのみ受け付けできる申告内容

- ▼青色申告
- ▼所得稅などの住宅借入金等特別控除の申告
- ▼株・土地・建物などの譲渡所得の申告
- ▼事業所得（営業等・農業）・不動産所得で、収支内訳書ができていない方の申告
- ▼雑損、寄附金控除（ふるさと納稅は除く）などの申告
- ▼利子所得、配当所得、損失、準確定申告など事例の少ない申告

還付金に関連した不審電話や振り込め詐欺にご注意ください

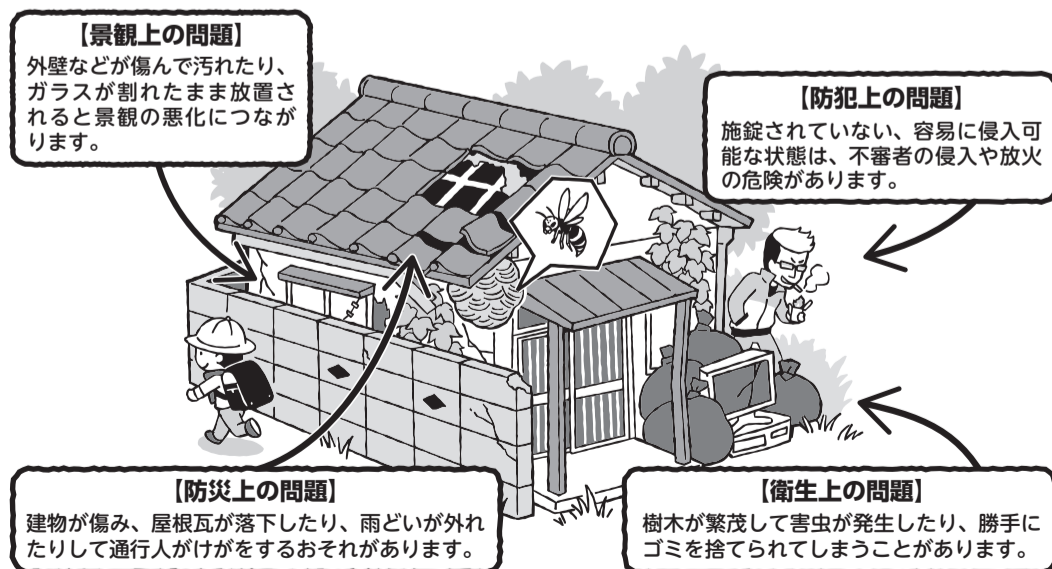
空き家を適切に管理しましょう ～市民が安全・安心して暮らせる街並みをめざして～

市では、建築や不動産、法務などの団体と連携して空き家の予防対策、活用・流通対策、管理不全対策に取り組んでいます。

☎都市計画課 ☎348

空き家を放置していませんか？

空き家になると建築物の傷みが早くなり、そのまま放置すると、さまざまな問題を発生する可能性があります。市民が安全・安心して暮らせるためにも空き家を適切に管理しましょう。



八潮市空家バンクに登録する空き家を募集中

空家バンクとは、空き家をお持ちの方と空き家を買いたい、借りたいという方をインターネットを通じて結びつけ、有効な活用を進めていく制度です。

—登録の主な流れ—

- ①登録申請…申請用紙に必要事項を記入のうえ、都市計画課へ提出。
 - ②現地調査…空き家の所有者と物件を担当する不動産業者および市職員で現地を調査。
 - ③物件登録…調査の終わった空き家を空家バンクに登録。
- ※インターネットを通じて閲覧できます。
- ④交渉・契約…物件登録後、利用希望者が現れた場合には、担当する不動産業者を通じて交渉、契約。

なお、登録できない空き家もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。



相続に関する講座

空き家に関連した相続や認知症の備えなど将来の悩みについて「相続おしかけ講座」を実施しています。司法書士や行政書士が講師となって出向き、町会・自治会や高齢者サロンなどでわかりやすく説明します。

☎おおむね10人以上のグループ